

# 貯める喜び☆貯まる幸せ♡

## ミリオン ハーフミリオン 定期積金

取扱期間

2019年10月1日(火)～2020年3月31日(火)

# 年 0.10 %

(税引き後0.079%)

取扱期間

●2019年10月1日(金)～2020年3月31日(月)

ご契約  
いただける方

●個人・法人・団体

対象契約期間

●3年以上 5年以内

対象掛込金額

●給付契約金額が50万円以上の契約に限ります。  
(毎月の払込金額は5,000円以上)

対象掛込方法

●契約時の毎回の払込(ボーナスによる払込を含みます)  
方法が貯金振替の契約に限ります。

●店頭表示金利は原則として毎週見直ししており、預入日の店頭金利が適用されます。  
店頭表示金利は各支店窓口または当JAホームページでご確認できます。

●2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取る利息については、  
復興特別所得税が0.315%追加課税され、20.315%の税金が差し引かれます。

●満期日前に中途解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。

●払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。

または契約時の約定利回りの割合による遅延利息をいただきます。

●定期積金の満期日以後の利息は、解約日における所定の普通貯金利率により計算します。

●金利情勢の変化により、金利を変更または取扱いの中止をさせていただく場合があります。

●定期積金は貯金保険の対象です。当JAにお預け入れの貯金について、1貯金者あたり

元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

 JA秋田しんせい

〒015-8538 秋田県由利本荘市荒町字増台1-1 TEL 0184-27-1665 FAX 0184-27-1666

<http://www.akita-shinsei.or.jp/>

JA秋田しんせい

検索

本荘中央支店 TEL 22-2323 岩城支店 TEL 73-2111 東由利支店 TEL 69-2221 鳥海支店 TEL 57-2111 仁賀保支店 TEL 35-2443

本荘支店 TEL 22-4054 大内支店 TEL 65-2011 由利支店 TEL 53-3221 笹子支店 TEL 59-2041 金浦支店 TEL 38-2005

組合病院支店 TEL 24-3705 上川大内支店 TEL 67-2121 矢島支店 TEL 55-4711 西目支店 TEL 33-2150 象潟支店 TEL 43-4300

## 「ミリオン・ハーフミリオン定期積金」

(平成31年3月1日現在適用中)

1. 名称	●ミリオン・ハーフミリオン定期積金
2. 取扱期間	●令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火) ※大幅に金利が変動したときは、条件の変更やお取り扱いを中止する場合があります。
3. 取扱条件	●個人・法人・団体の方
4. 対象商品 (1)対象商品 (2)対象契約期間 (3)対象契約金額 (4)対象掛込方法	●定期積金(定額式・目標式) ●3年以上5年以内 ●給付契約金額が50万円以上の契約に限ります。(毎月の払込金額は5,000円以上) ●契約時の毎回の払込(ボーナスによる払込を含みます)方法が貯金口座振替の契約に限ります。
5. 給付補填金 (1)適用利回り (2)税金 (3)金利情報	●お預入日から満期日まで0.10%(税引後0.079%)の利回りを適用します。 ●個人の方は20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。 ●個人以外の方は総合課税となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
6. 手数料	●なし
7. 中途解約時の取扱い	●満期日前に中途解約する場合は、当組合所定の中途解約利率を適用いたします。
8. 貯金保険制度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
9. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または信用共済部金融課(電話:0184-27-1665)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA信用共済部金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
10. その他参考となる事項	●「定期積金(目標式)」「定期積金(定額式)」の商品内容については、商品概要説明書に記載しています。